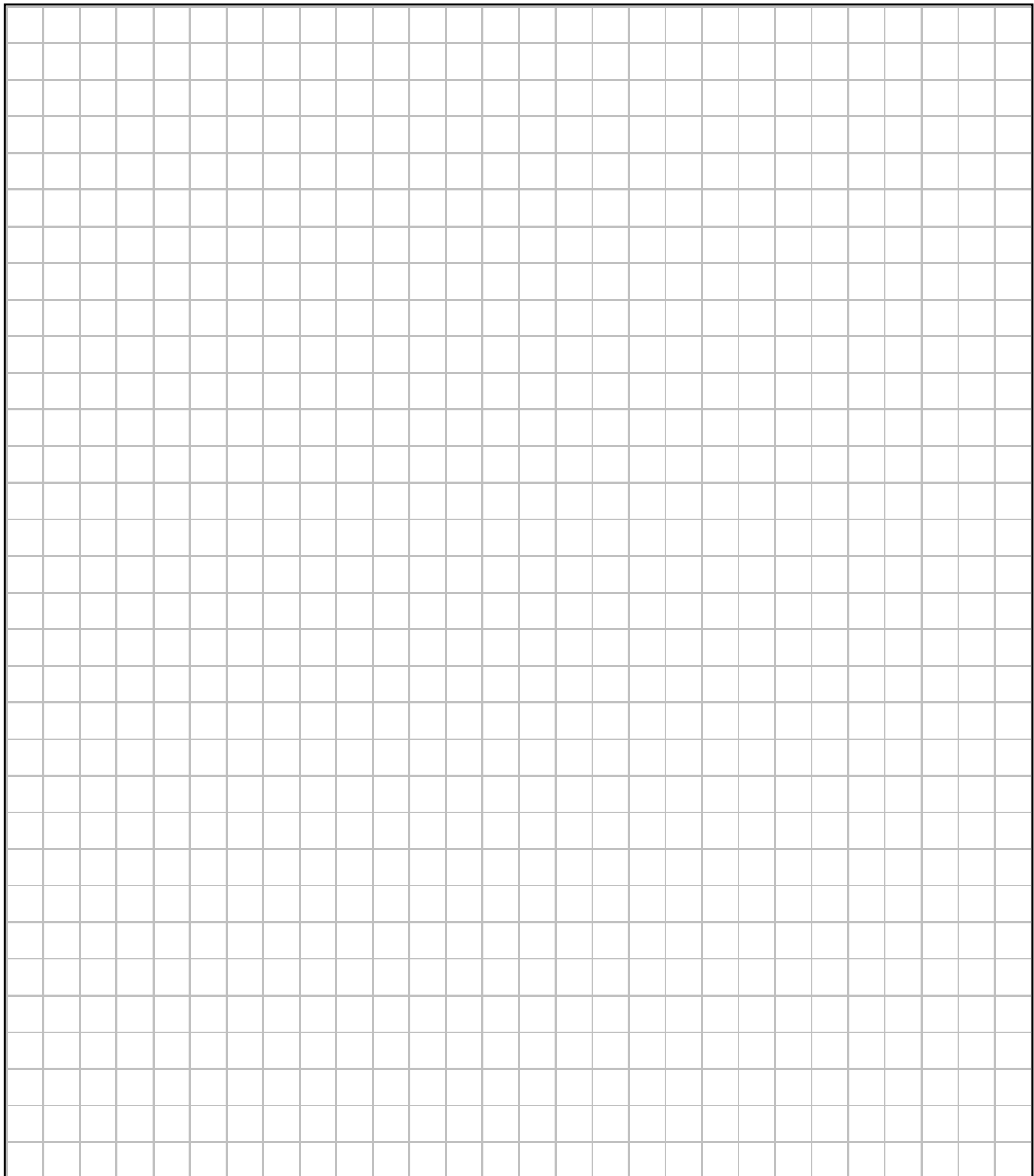


薬局の名称		薬局の所在地	
-------	--	--------	--

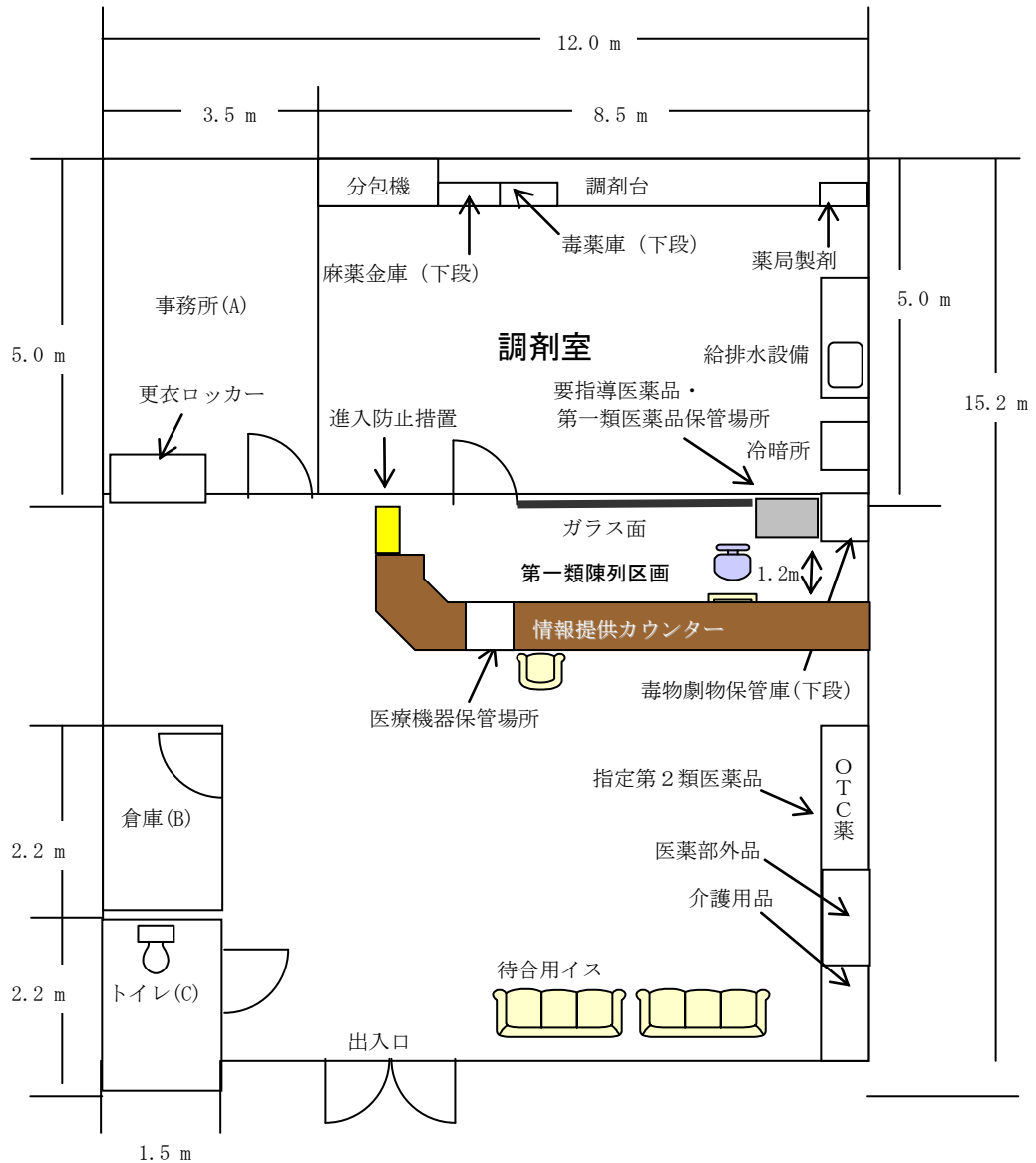
薬局の平面図



(平面図記載上の注意事項)

- 定規等を用いて正確に作成してください。
- 薬局の面積、調剤室の面積が算出できるよう内法寸法を記入してください。柱部分は有効面積から除外してください。
- 更衣室、事務室、トイレ、倉庫等の付属設備を有している場合、平面図にわかるよう記載してください。ただし、薬局の面積からは除外してください。
- 薬局、調剤室の出入口がよくわかるように記入してください。

平面図の概要図



<面積算出式>

薬局： $12.0 \times 15.2 - (3.5 \times 5.0 \text{ (事務所A)} + 2.2 \times 1.5 \text{ (倉庫B)} + 2.2 \times 1.5 \text{ (トイレC)}) = 158.3 \text{ m}^2$

調剤室： $8.5 \times 5.0 = 42.5 \text{ m}^2$

記載上の注意

- 1 冷暗貯蔵設備及び毒薬保管庫（施錠設備）の位置を記載してください。
- 2 調剤室は、他の場所へ行くための通路となる構造であってはなりません。
- 3 服薬指導を行うための設備を備えてください。なお、患者個人のプライバシーに十分配慮した構造にしてください。
- 4 営業時間のうち医薬品を販売しない時間がある場合には、閉鎖する構造設備を記載すること
- 5 要指導医薬品、第1類医薬品を取り扱う場合には、陳列区画等（又は鍵のかかる設備）を記載すること
- 6 指定第2類医薬品を販売する場合は、陳列設備を記載すること
- 7 更衣室、事務室、トイレ、倉庫等の付属設備を有している場合は、これらの面積は薬局の面積として算出しないでください。